

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	健康推進課 健診担当室

契約業者名・住所	一般社団法人 松戸市医師会 会長 川越 正平 千葉県松戸市竹ヶ花45番地の53
工事等の名称	特定保健指導に関する業務委託
工事等の場所	一般社団法人松戸医師会に所属する特定保健指導実施医療機関
種 別	業務委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	別紙「委託単価」のとおり
工事等の概要	松戸市特定健康診査を受診した年度内40歳から74歳の国民健康保険被保険者で、かつ特定健康診査の結果が積極的支援または 動機付け支援と判定された者への特定保健指導の実施に関する業務委託。
随意契約の理由	松戸市内の特定健康診査の対象者は約6万5千人、特定保健指導の対象者は約2千600人であり、広く市内一円に居住しています。 特定健康診査、特定保健指導については、高齢者の医療の確保に関する法律第28条により保険者は保険医療機関等を実施を委託できると規定されています。 これを受けて本市の特定保健指導事業は、従来から上記法人と委託契約を締結することで市内医療機関における均一な特定保健指導の環境を提供し、被保険者の利便性を高めています。 また上記法人は、これまでの特定保健指導事業において誠実かつ確実に遂行しています。 以上のことから、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」を適用して随意契約とし、見積徴取の相手方としては、松戸市財務規則第138条第1項第1号「契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき」を適用し、一般社団法人松戸市医師会を選定するものです。

委託単価（消費税及び地方消費税の額を含まない）

（１）積極的支援

区分		方法	単価
初回支援		面接	4,630円
継続支援	1か月	面接	1,852円
		電話・手紙	926円
	2か月	面接	1,852円
		電話・手紙	926円
	3か月（中間評価）	面接	2,778円
	4か月	面接	1,852円
		電話・手紙	926円
	5か月	面接	1,852円
電話・手紙		926円	
6か月後終了評価		面接	3,704円
		電話・手紙	926円

（２）動機付け支援

区分	方法	委託料
初回支援	面接	4,630円
終了評価	面接	3,704円
	電話・手紙	926円